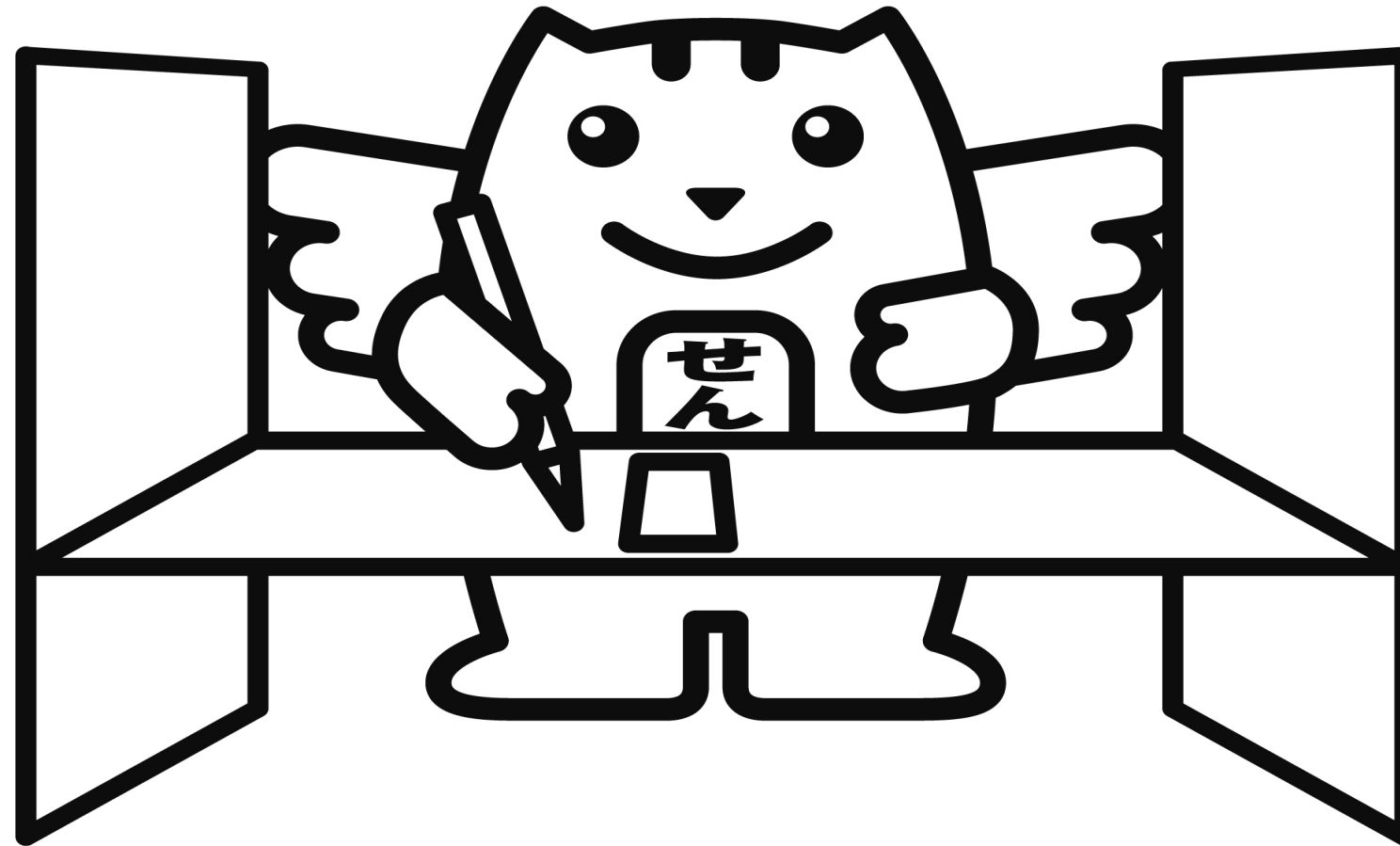


選挙に関するQ&A投票用紙の記入について

問．投票用紙、何を書く？



答．選挙の種類によって記入する内容が変わります。（候補者名、政党名など）

衆議院議員総選挙の投票では…

衆議院議員総選挙は、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つからなります。また、最高裁判所裁判官国民審査もあわせておこなわれるので、有権者は3つの投票をすることになります。

小選挙区選挙

候補者名を書いて投票します。

1つの選挙区から1人を選びます。
その選挙区で最も多く票を得た人が当選します。

比例代表選挙

政党名を書いて投票します。

政党の総得票数に応じて、各政党の当選人の数が決まります。

最高裁判所裁判官国民審査

辞めさせたいと思う裁判官にバツ印を書きます。
なければ何も書かずに投票します。

罷免可が不可の票数を超えた場合、その裁判官は罷免されます。

参議院議員通常選挙の投票では…

参議院議員通常選挙は、選挙区選挙と比例代表選挙の2つからなりますので、有権者は2つの投票をします。

選挙区選挙

候補者名を書いて投票します。

各選挙区の定数に合わせて、
得票数の最も多い候補者から順に当選します。

比例代表選挙

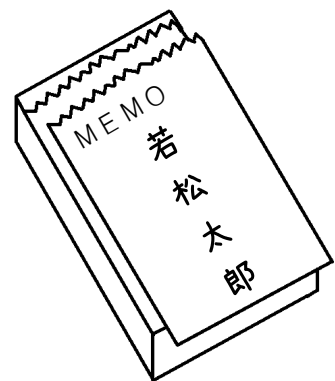
候補者名または政党名を書いて投票します。

政党の総得票数に応じて、各政党の当選人の数が決まり、
得票数の最も多い候補者から順に当選します。

県知事・県議会議員を選ぶ選挙や、市町村長・市町村議会議員を選ぶ選挙では、候補者1人の氏名を書いて投票して下さい。

以下のような投票は無効になってしまいます。

× 無効です。



メモ用紙



名刺



とにかく所定の用紙を用いていないもの

所定の用紙を用いていないもの

← 投票所で交付される投票用紙を用いていない投票は、すべて無効票になります。

× 無効です。

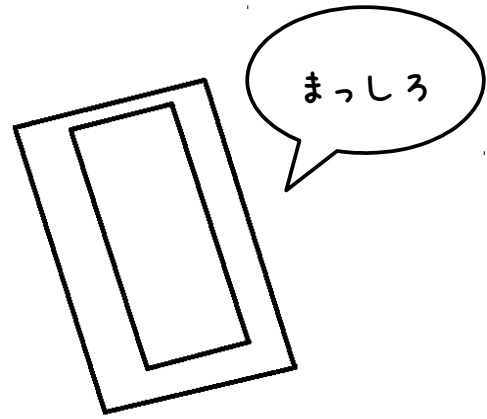


迷ったので
二人とも書きました。

1つの投票に2名以上の候補者の氏名を記載したもの

← 一枚の投票用紙に記入できるのは、1人の候補者の氏名(比例代表選挙の場合は政党名)だけです。2名以上の氏名を記入すると無効になります。

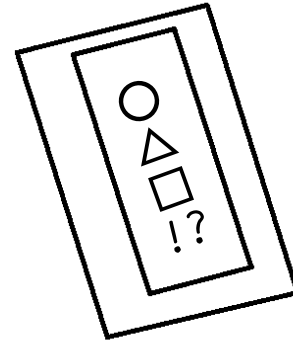
× 無効です。



白紙投票



単なる雑記

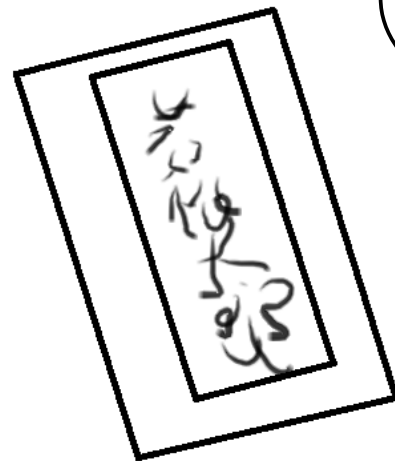


記号等を
記載したもの

白紙投票・単なる雑記・記号等

← これらの投票は、どの候補者に対しても投票されたものではないことが明らかなので無効票になります。

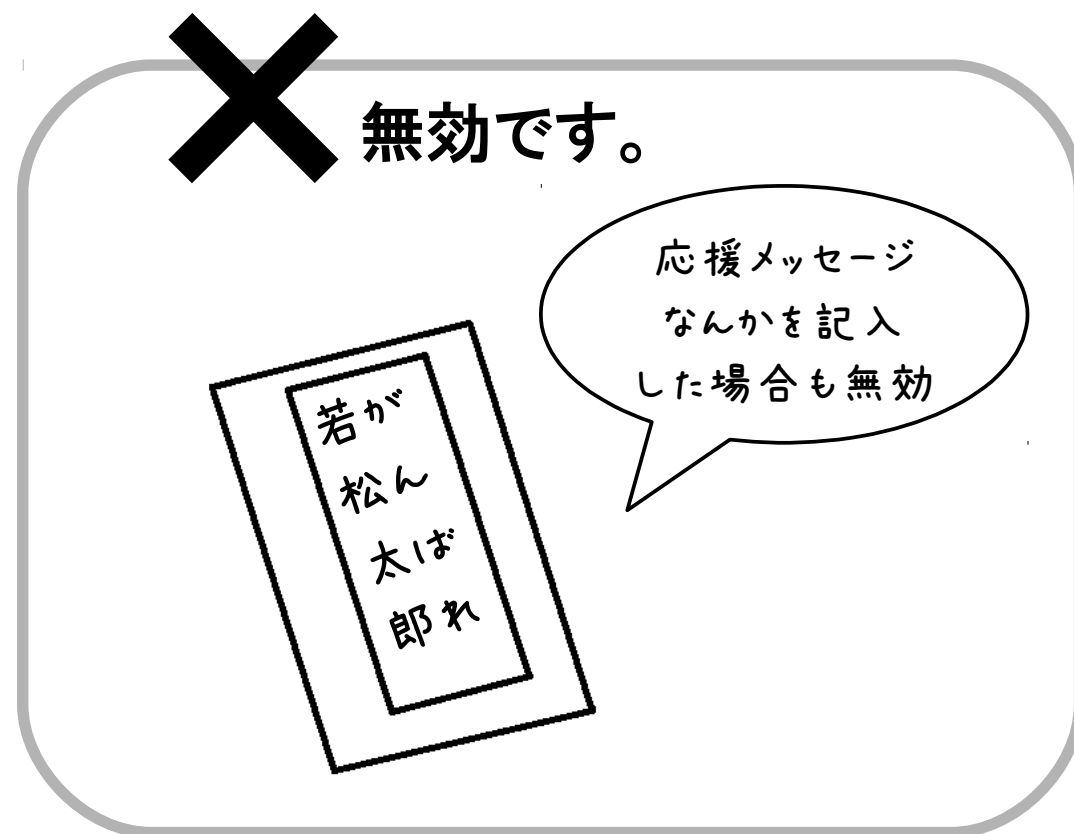
× 無効です。



ちよっとなんて
書いてあるか
わからない。

どの候補者への投票か確認し難いもの

← 一応候補者の氏名らしきものが記載されていても、どの候補者の氏名なのかははっきりしない記載の不明瞭な投票や、2人以上の候補者の氏名に関連があつて、帰属がはっきりしない投票は無効になってしまいます。



候補者の氏名のほか、他事を記載したものの

候補者の氏名以外に記載がある投票は無効です。投票した人が自分の名前を書いた場合も無効になります。



そのほかにも、以下のような投票は無効になります。

候補者でない者・候補者となることのできない者の氏名を記載したもの

立候補していない者、立候補を禁止されている者の名前、また的確な資格のない政党の名前を記載した投票は無効です。

候補者の氏名を自書しないもの

投票は、代理投票および点字投票を除いて、自書(自分自身の意思による手書)しなければなりません。自書しない投票は無効です。